

東京都市計画地区計画の決定（葛飾区決定）

都市計画小菅一丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	小菅一丁目地区地区計画
位 置 ※	葛飾区小菅一丁目地内
面 積 ※	約 33.0ha
地区計画の目標	<p>本地区は、水戸街道沿いの住宅地として発展してきた歴史を有しており、地区の北半分を占める東京拘置所とも交流を図りながら住宅市街地が形成されてきた。また、東京拘置所の建て替えに伴い新たに確保される用地（以下、「まちづくり用地」と言う。）への関心が高まることになり、葛飾区都市計画マスタープランにおいても、まちづくり用地を有効活用し、小菅地区の周辺まちづくりを推進することが位置づけられている。</p> <p>このため、地域の歴史的資源を生かしたまちをつくることを基本に、まちづくり用地等を活用した道路、広場の都市基盤整備、散策路や親水空間の形成、及び地域住民の交流を促す施設の立地誘導と、建築物等の用途や形態の規制により、地区全体の生活利便性の向上と、快適でにぎわいのある安心で安全な市街地の形成を図る。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p> <p>【一般住宅地地区】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定住人口の維持・回復に寄与する中低層住宅の立地を誘導する。 2. 住環境の改善によって、居住水準の向上を図り、居住者の継続居住の確保を目指す。 <p>【まちづくり用地地区】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定住人口の維持・回復に寄与する中層住宅の立地を誘導する。また、商業施設等の生活支援機能の立地誘導を進めることで利便性の向上を図る。 2. 周辺の交通機能と連携した道路や自然環境等の特性を活かしたオープンスペースを確保し、居住環境と防災性の向上を図る。 <p>【東京拘置所地区】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前庭の開放や綾瀬川沿い敷地の整備により、地域全体の交通利便性の向上・快適空間の創出・定住人口の回復への寄与を図る。 2. 綾瀬川沿い敷地の土地利用転換にあたっては、地区周辺も含めた交通利便性の向上を支える道路機能を確保するとともに、綾瀬川に隣接する地域特性を生かし、生活のうるおいやゆとりを高める総合的な修景等を行い、親水性の高い空間の創出を図るなど、地域の課題に応えるものとする。
	<p>地区施設の整備の方針</p> <p>生活利便性の向上と、快適でにぎわいのある安全で安心な住宅市街地の形成のため、以下の地区施設を適切に配置し整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. まちづくり用地を活用するための交通利便性に寄与する道路 2. まちづくり用地周辺を歩行者が安全に散策できる道路 3. まちづくり用地を活用した防災機能を有した広場 4. 既存公共用地を活用した休憩や立ち話ができ、たまり施設となるポケットパーク

区域の整備、開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針		<p>【一般住宅地地区】</p> <p>快適でにぎわいのある安心して住み続けられる住宅市街地の形成のため、以下の項目を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安心して住み続けられる住宅市街地の形成のため、住環境の悪化が懸念される建築物等の用途の制限を定める。 2. 敷地の分割、細分化により、建物が密集し、街の防災性が低下することを防ぐため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 3. 日照などの快適な居住環境を確保するため、建築物等の高さの最高限度を定める。 4. 小菅らしい整った街並みをつくるため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 5. 地震時のブロック塀等の倒壊による危険を小さくするため、垣若しくはさくの構造の制限を定める。 <p>【まちづくり用地地区】</p> <p>快適でにぎわいのある安心して住み続けられる住宅市街地の形成のため、以下の項目を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安心して住み続けられる住宅市街地の形成のため、住環境の悪化が懸念される建築物等の用途の制限を定める。 2. 敷地の分割、細分化により、建物が密集し、街の防災性が低下することを防ぐため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 3. 小菅らしい整った街並みをつくるため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 4. 地震時のブロック塀等の倒壊による危険を小さくするため、垣若しくはさくの構造の制限を定める。 			
	地区整備計画	位置	小菅一丁目8番～35番地内			
	面積	約14.0ha				
	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
			区画道路1号	※ 12m	約550m	まちづくり用地内へ拡幅（一部新設）
			区画道路2号	6m	約30m	まちづくり用地内で新設
			区画道路3号	6m	約50m	まちづくり用地内で新設
			区画道路4号	6m	約120m	まちづくり用地内へ拡幅
			区画道路5号	6m	約165m	まちづくり用地内へ拡幅
		広 場	名 称	面 積		備 考
			ポケットパーク	約45㎡		一般住宅地内で新設
			広場1号	約1,000㎡		まちづくり用地内で新設
			広場2号	約1,000㎡		まちづくり用地内で新設
		広場3号	約500㎡		まちづくり用地内で新設	

地区の区分	名称	一般住宅地地区	まちづくり用地地区
	面積	約11.5ha	約2.5ha
建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限※	<p>以下に掲げる建築物については建築してはならない。</p> <p>1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業の用途に供する建築物</p> <p>2. 専用面積が18㎡未満のワンルーム形式の住戸を有する共同住宅、長屋建の建築物</p>	
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度は66㎡とする。 ただし、区長が良好な居住環境を害する恐れがないと認め たものについては、この限りではない。	500㎡とする。 ただし、区長が良好な居住環境を害する恐れがないと認 めたものについては、この限りではない。
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は12メートルとする。	—
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態、意匠、色彩は、周辺環境と調和した落ち着いたものとする。	
	垣又はさくの構造の制限	道路、広場等に面して設ける垣又はさくは、生垣、フェンス若しくは鉄さくとする。ただし、これらの併用は妨げない。 なお、倒壊により危険をきたすブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造及びその他これらに類する構造の部分は、0.6メートル以下とする。	

※は知事協議事項

「計画区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり。」

理由：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正に伴い、表記上の整合を図り良好な街並みを形成するため、地区計画を変更する。